【件名】ACT政府発表:10月12日の新型コロナウイルス最新情報(COVID-19 関連)

【ポイント】

●10月12日(火)、ACTにおける新型コロナウイルスの新規陽性者は、10月11日 (月)から28人増えました。現時点の陽性者数は450人です(回復した人の数は除く)。

●記者会見でACT首席大臣は、今週10月14日(木)午後11時59分に解除されるロックダウン後の規制緩和について、発表しました。

●また、NSW州の一部の郵便番号を対象に、10月15日(金)から施行されるACTへの入境免除措置についても説明しました。

●感染の可能性があった地点が、追加・更新され、380カ所が指定されています。下記リ ンク先から確認し、それぞれの地点に特定の日時に訪問歴のある人は、検査を受け、自己隔 離するなどの定められた措置に従ってください。

https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/act-covid-19-exposurelocations

●ACT保健省は、同省が運用する Facebook 及び Twitter に、検査場所での待ち時間等の 情報も掲載していますので、参考にしてください。

ACT保健省 Facebook: <u>https://www.facebook.com/ACTHealthDirectorate</u>

ACT保健省 Twitter: <u>https://twitter.com/ACTHealth</u>

【本文】

1 最新の感染者数

(1)10月12日(火)、ACTにおける新型コロナウイルスの新規陽性者は、10月1
1日(月)から28人増えました。現時点の陽性者数は450人です(回復した人の数は除く)。

(2)新たに増えた28人の内、22人の感染経路は判明しており、6人については調査中です。

2 ACTのロックダウン解除に伴う規制緩和について

記者会見でACT首席大臣は、今週10月14日(木)午後11時59分に解除されるロッ クダウン後の規制緩和について、発表しました。10月15日(金)から適用される規制の 変更の概要は以下のとおりです。

○屋外での集合制限は25人に引き上げられます。(これまでは5人)

○他の家庭に入ることができるのは、5人までとなります。(これまで2人)

○酒類提供の可能な場所では、会場全体で25人、または4平方メートルあたり1人の内、

少ない方の人数までの入場が可能となります。(ロックダウン中は運営不可)

○美容院や個人向けサービスは、一度に5人までの顧客を受け入れて再開することができ

ます。(ロックダウン中は、美容院については運営不可)

○スイミングプールは、1レーンあたり2名、全体で25名以下での営業を再開します。 (これまでは運営不可)

○エッセンシャルではない小売店は、オンラインで注文して配達する方式、オンラインで注 文して受け取る方式で営業を継続できます。なお、同一世帯で2名までの入店が、事前の予 約を取った場合に認められます。

詳細は下記リンク先をご参照ください。

○ 規 制 変 更 の 概 要 <u>https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-</u> <u>response/lockdown?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popular</u> <u>%201inks</u>

○規制変更前及び変更後のQ & A <u>https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-</u>response/lockdown/lockdown-faqs

(2)また、NSW州の一部の郵便番号地域を対象に、10月15日(金)から施行される ACTへの入境免除措置についても説明しました。この免除処置の対象となる地域の住民 は、仕事や勉強、保育、医療などの重要な目的でACTへ入境が可能となります。また、A CTの規制内で、他の家庭を訪問することを可能となります。

ア 許可された地域の郵便番号は以下のとおりです。

○2580:Goulburn and surrounds

○2622:Braidwood, Araluen, Majors Creek

○2627: Jindabyne and surrounds

○2628:Berridale, Dalgety

○2629:Adaminaby, Cabramurra

 \bigcirc 2630, 2631: Cooma and surrounds

○2632, 2633:Bombala and surrounds

○2642:Khancoban and surrounds only

○2649:Laurel Hill, Nurenmerenmong

 $\bigcirc 2653 \ensuremath{:} \mathrm{Tumbarumba}$ and surrounds

 \bigcirc 2720:Tumut and surrounds

○2722:Gundagai and surrounds

○2726: Jugiong and surrounds

○2727:Coolac and surrounds

 $\bigcirc 2730$:Batlow and surrounds

イ 原則として、ACTの居住者は、NSW州の公衆衛生指示に従わなければならず、NS W州の地域には必要不可欠な理由がなければ行くことが出来ません。しかしながら、上記の 郵便番号地域への訪問は、NSW州の公衆衛生上の指示を遵守していれば、認められること になりました。詳細は以下のサイトからご確認ください。 ○ A C T 及 び N S W 州 間 の 移 動 規 制 概 要 https://www.covid19.act.gov.au/__data/assets/pdf_file/0006/1874472/ACTS-PATHWAY-FORWARD-CROSS-BORDER-TRAVEL-12.10.21-FINAL.pdf

○ACTの免除措置 <u>https://www.covid19.act.gov.au/travel/entering-the-act/travel-</u> directions-in-the-act/standing-exemptions-including-transiting

○NSW州の規制と制限 <u>https://www.nsw.gov.au/covid-19/rules/interstate-</u> hotspots#rules-for-interstate-travellers

3 感染の可能性があった地点の追加・更新

(1) 感染の可能性があった地点が、追加・更新され、380カ所が指定されています。下 記リンク先から確認し、それぞれの地点に特定の日時に訪問歴のある人は、検査を受け、自 己隔離するなどの定められた措置に従ってください。なお、一部例外を除き、特定の日時が 14日以前の地点は「Archived」として表示されますが、地点によっては、特定の日時が1 4日以前であっても、感染の可能性があった地点として表示されます。これは、その後の調 査により判明した地点となりますが、「Archived」と表示されていない地点については、た とえ表示されている日時が14日以前の場合であっても、それぞれの地点に該当する指示 に従う必要がありますので、ご注意ください。

<u>https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/act-covid-19-exposure-</u> locations?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popular%20links

(2) 感染の可能性があった地点には、濃厚接触(Close contact)、軽度の接触(Casual contact)、調査中の地点(Investigation locations)、及び症状の観察(Monitor for symptoms)と4種類のカテゴリーがあり、属するカテゴリーにより、求められる措置が異なりますので、それぞれの措置については、以下アからエをご確認ください。

なお、隔離についての詳細は、下記リンク先をご参照ください。

https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/quarantine-andisolation/quarantine?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popu lar%20links

ア 濃厚接触 (Close contact)

感染の可能性があった地点の内、「濃厚接触(Close contact)」に該当する地点に特定の 日時に訪問歴のある人は、直ちに14日間の自己隔離を開始し、検査を受け、オンラインで 申告しなければなりません。

オンライン申告先: <u>https://actredcap.act.gov.au/redcap/surveys/?s=ENA34MC3TR</u>

なお、濃厚接触地点に訪問歴のある人の同居人(secondary contacts)も同様に隔離の対象となり、訪問歴のある人とその同居者の双方が、ACT保健省により隔離から解除となる 旨の連絡を受けるまで隔離しなければなりません。また、可能な限り、住居内での空間の共 有を避けるべきです。 https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/quarantine-andisolation/quarantine/quarantine-for-secondary-contacts

イ 軽度の接触 (Casual contact)

感染の可能性があった地点の内、「軽度の接触(Casual contact)」に該当する地点に特定 の日時に訪問歴のある人は、直ちに自己隔離を開始し、検査を受け、オンラインで申告しな ければなりませんが、訪問したタイミングにより、執るべき措置が異なっています。オンラ インで申告を行うと、ACT保健省からメール等で連絡がきますので、記載されている措置 に従ってください。

オンライン申告先:<u>https://actredcap.act.gov.au/redcap/surveys/?s=ENA34MC3TR</u>

なお、軽度の接触地点に訪問歴のある人の同居人は、自己隔離の必要はありませんが、可 能な限り、住居内での空間の共有を避けるべきです。

ウ 調査中の地点 (Investigation locations)

同地点に特定の日時に訪問歴のある人は,症状の有無にかかわらず直ちに検査を受け、陰 性の結果を受け取るまで自己隔離してください。また、同地点を訪問してから14日間は症 状を観察してください。同地点を訪問した人は、ACT保健省に対する申告の必要はなく、 陰性の結果を受領後は、自己隔離を解除することができます。

なお、調査中の地点に訪問歴のある人の同居人は、検査や自己隔離の必要はありません。 エ 症状を観察 (Monitor for symptoms)

感染の可能性があった地点のうち、「症状を観察(Monitor for symptoms)」に該当する地 点に特定の日時に訪問歴のある人は、症状を観察し、症状が現れた場合は検査を受けてくだ さい。

4 検査会場

(1)検査が可能な場所は以下のリンク先からご確認ください。検査会場によっては、濃厚 接触に該当する人のみを受け付けるという変更や、急な悪天候により閉鎖されることもあ りますので、訪問前にご確認ください。

新型コロナウイルス検査場所:<u>https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-</u> <u>healthy/symptoms-and-getting-tested/where-to-get-tested-in-the-</u>

<u>act?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popular%20links</u>

(2) ACT保健省は、同省が運用する Facebook 及び Twitter に、検査場所での待ち時間 等の情報も掲載していますので、参考にしてください。

ACT保健省 Facebook: <u>https://www.facebook.com/ACTHealthDirectorate</u>

ACT保健省Twitter:<u>https://twitter.com/ACTHealth</u>

5 ACT政府は、下記リンク先に新型コロナウイルスに関する最新の情報を掲載してい ます。状況は刻一刻と変化しますので、定期的に確認し、最新の情報を入手するよう心がけ てください。

https://www.covid19.act.gov.au/

(メール発信者)
在オーストラリア日本国大使館領事部
電話:02-6273-3244(代表)
FAX:02-6273-1848
メール: <u>consular@cb.mofa.go.jp</u>
大使館 HP: <u>https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</u>